

## 様式 1

(自 令和6年9月1日 至 令和7年8月31日)

(1) 名 称 医療法人春陽会

- ① ☐ 財団      ☒ 社団（ ☒ 出資持分なし   ☐ 出資持分あり ）  
② ☐ 社会医療法人      ☐ 特定医療法人      ☐ 出資額限度法人  
    ☒ その他  
③ ☒ 基金制度採用      ☐ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

- (2) 事務所の所在地 長崎県諫早市青葉台29番地

- (3) 設立認可年月日 令和2年2月28日

- (4) 設立登記年月日 令和2年3月16日

- (5) 役員及び評議員

[illegible]

## 2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

| 種 類 | 施設の名称           | 施設の医療機関コード<br>又は介護事業所番号 | 開 設 場 所           | 許可病床数 |
|-----|-----------------|-------------------------|-------------------|-------|
| 診療所 | いのうえ歯科・<br>矯正歯科 | 4230431498              | 長崎県諫早市青葉台2<br>9番地 | 無し    |

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

| 種類又は事業名 | 実 施 場 所 | 備 考 |
|---------|---------|-----|
|         |         |     |
|         |         |     |
|         |         |     |

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務(社会医療法人又は医療法第 42 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)

| 種 類 | 実 施 場 所 | 備 考 |
|-----|---------|-----|
|     |         |     |
|     |         |     |

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和6年10月26日 令和5年度決算の決定

令和7年 8月30日 令和7年度の事業計画及び収支予算の決定

〃 令和7年度の役員報酬の件

様式 3 - 3

法人名 医療法人春陽会  
所在地 長崎県諫早市青葉台29番地

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表  
( 令和 7 年 8 月 31 日 現在 )

(単位：千円)

| 資 産 の 部       |         | 負 債 の 部             |         |
|---------------|---------|---------------------|---------|
| 科 目           | 金 額     | 科 目                 | 金 額     |
| I 流 動 資 産     | 89,253  | I 流 動 負 債           | 16,778  |
| II 固 定 資 産    | 59,751  | II 固 定 負 債          | 26,742  |
| 1 有 形 固 定 資 産 | 24,102  | 負 債 合 計             | 43,520  |
| 2 無 形 固 定 資 産 | 1,056   | 純 資 産 の 部           |         |
| 3 そ の 他 の 資 産 | 34,593  | 科 目                 | 金 額     |
|               |         | I 基 金               | 17,000  |
|               |         | II 積 立 金            | 88,484  |
|               |         | (うち代替基金)            |         |
|               |         | III 評 価 ・ 換 算 差 額 等 |         |
|               |         | 純 資 産 合 計           | 105,484 |
| 資 産 合 計       | 149,004 | 負債・純資産合計            | 149,004 |

様式 4 - 2

法人名 医療法人春陽会  
所在地 長崎県諫早市青葉台29番地

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書  
( 自 令和 6 年 9 月 1 日 至 令和 7 年 8 月 31 日 )

(単位：千円)

| 科 目        | 金 額     |
|------------|---------|
| I 事業損益     |         |
| A 本来業務事業損益 |         |
| 1 事業収益     | 177,421 |
| 2 事業費用     | 163,622 |
| 本来業務事業利益   | 13,799  |
| B 附帯業務事業損益 |         |
| 1 事業収益     |         |
| 2 事業費用     |         |
| 附帯業務事業利益   |         |
| 事業利益       | 13,799  |
| II 事業外収益   | 2,093   |
| III 事業外費用  | 349     |
| 経常利益       | 15,543  |
| IV 特別利益    | 121     |
| V 特別損失     | 550     |
| 税引前当期純利益   | 15,114  |
| 法人税等       | 2,969   |
| 当期純利益      | 12,145  |

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。  
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人春陽会  
所在地 長崎県諫早市青葉台29番地

※医療法人整理番号

財 産 目 録  
( 令和 7 年 8 月 31 日 現在 )

|            |            |
|------------|------------|
| 1. 資 産 額   | 149,004 千円 |
| 2. 負 債 額   | 43,520 千円  |
| 3. 純 資 産 額 | 105,484 千円 |

| (内 訳)                 | (単位：千円) |
|-----------------------|---------|
| 区 分                   | 金 額     |
| A 流 動 資 産             | 89,253  |
| B 固 定 資 産             | 59,751  |
| C 繰 延 資 産             |         |
| C 資 産 合 計 (A + B + C) | 149,004 |
| D 負 債 合 計             | 43,520  |
| E 純 資 産 (C - D)       | 105,484 |

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 ( ☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借) )

建 物 ( ☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借) )

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人春陽会

理事長 井上 陽介 殿

私は、医療法人春陽会の令和6年会計年度（令和6年9月1日から令和7年8月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和7年10月26日

医療法人 春陽会

監事 田崎 日出夫

